



# シルバーカーの認定基準及び基準確認方法

(公開用)

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットス告ンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続を経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

財団法人製品安全協会は、この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権文は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

財団法人製品安全協会の許可なしに、この認定基準及び基準確認方法の一部文は全部を電子的文は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式文は手段により、複製文は利用してはならない。

福祉用具（シルバーカー）専門部会 委員名簿 （五十音順敬称略）

	氏名	所属
(部会長)	田中 繁	国際医療福祉大学・大学院 福祉援助工学分野
(委員)	石塚 守宏	株式会社ヤマシラコーポレーション
	伊藤 勝規	特定非営利活動法人 とちぎノーマライゼーション研究会
	井端 艇	須恵庚工業株式会社
	姥谷 勝司	独立行政法人 製品評価技術基盤機構製品安全センター
	大河内 美保	主婦連合会
	大谷 伸一	財団法人 日本文化用品安全試験所
	大野 格幸	株式会社 マキライフテック
	岡田 俊	イオン株式会社
	尾崎 裕司	アロン化成株式会社
	島 龍彦	株式会社島製作所
	清水 壮一	日本福祉用具・生活支援用具協会
	竹内 貞民	全国ベビー&シルバー用品連合会
	谷 英雄	株式会社幸和製作所
	戸塚 健一	コンビウエルネス株式会社
	長竹 善弘	ユーバ産業株式会社
	夏目 智子	全園地域婦人団体連絡協議会
	馬頭 敏治	馬頭敏治商店
	宮城 諭	株式会社サツキ
	宮城 猛	象印ベビー株式会社
	本村 光節	財団法人 テラノエイド協会
	森 三雄	株式会社イトヨーカ堂
	出口 弦舞	国際医療福祉大学小田原保健医療学部作業療学科
	渡 遺恨一	社団法人 日本作業療法士協会
(関係者)	安達 昌孝	経済産業省 サービス産業課 医療福祉機器産業室
	内田 富雄	経済産業省 産業技術環境局環境生活標準化推進室
	加藤 晴喜	厚生労働省 社会・援護局障害福祉保健福祉部企画課
	野村 裕	内閣府消費者庁 消費者安全課
	矢島 敬雅	経済産業省商務情報政策局製品安全課
	山下 陽子	厚生労働省 老健局振興課
(OT・r、l'-l)	先崎 円美	作業療法士

## シルバーカーの認定基準及び基準確認方法

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Walking trolleys for aged

### 1. 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し作成された、シルバーカーの安全性品質及び表示・取扱説明書に関する基準である。ここでいう安全性品質とは、シルバーカーの使用者が正常な使用を行う範囲内で傷害を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

### 2. 適用範囲

この基準は、自立歩行可能だが、屋外での物品の運搬や長距離の移動が困難な主として高齢者が、歩行の補助や品物の運搬及び休息に用いるシルバーカー(以下「シルバーカー」という。)で、車輪が4輪以上のものについて適応する。なお、ここでいうシルバーカーとは、ハンドル、フレーム、ストッパ等で構成したもので、通常、利用者を含めた重心が支持基底面外にあるものをいう。

### 3. 安全性品質

シルバーカーの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	
1. 外観及び構造	<p>1. シルバーカーの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、各部に変形、がた、き裂、溶接不良等がなく、人体に触れる部分には、鋭い突起、角部等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 表面処理をしている面には、素地の露出、はがれ、さび等の不良がないこと。</p> <p>(4) 高さ調節機構を有するものにあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まないこと。</p> <p>(5) 折り畳み式のものにあつては、操作は容易で、かつ確実に行え、使用中折りたたまれないこと。</p> <p>(6) 座面を有するものにあつては、使用中容易に外れたり折りたたまれないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	
<p>2. 寸法</p> <p>3. 安定性</p>	<p>(7) 駐車用のストoppaを有すること。なお、ストoppaの操作は容易で、かつ確実に行え、前輪又は後輪のいずれかの左右両輪を固定できること。</p> <p>(8) 走行を制御するハンドブレーキを有するものにあつては、ハンドブレーキの操作は容易で、かつ確実に行え前輪又は後輪のいずれかの左右両輪を制御できること。</p> <p>(9) キャスタを有するものにあつては、キャスタ機構の可動防止のための措置を講じていること。</p> <p>(10) 直進させたとき、走行上支障がなく、各車輪に著しい振れ、偏り等がないこと。</p> <p>2. シルバーカーの寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドルのグリップ部の直径は、〇〇mm 以上であること。</p> <p>(2) 車輪の直径は、〇〇mm 以上であること。</p> <p>(3) 座面を有するものにあつては、座面の地上高さは 〇〇mm 以上であること。</p> <p>3. シルバーカーの安定性試験は次のとおりとする。</p> <p>(1) 傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	
	<p>(2)ハンドルの安定性試験を行ったとき、転倒することがなく、かつ、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	
4. ストップアの保持力	<p>(3)座面を有するものにあつては、座面の安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>4. ストップアの保持力試験を行ったとき、車輪の回転がなく、試験後もストップアの操作は円滑であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	
5. ハンドブレーキの制動力	5. ハンドブレーキを有するものにあつては、ハンドブレーキの制動力試験を行ったとき、傾斜の下り坂で自然に滑走しようとする力を1/2以下にできること。	
6. 強度	6. シルバーカーの強度は、次のとおりとする。  (1)ハンドルのトルク試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	

項 目	認 定 基 準	
7. 走行耐久性	<p>(2) 座面を有するものにあつては、座面の強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>7. 走行耐久性試験を行ったとき、固定用のロックに緩みがなく、かつ、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	
8. 材料	8. 耐食材料以外の金属で、さびの出る恐れのある箇所、接触腐食が起こる恐れのある箇所には、防せい処理が施されていること。	
9. 付属品	9. 付属品は使用上の安全性を損なわないこと。	

4. 表示及び取扱説明書

シルバーカーの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	
1.表示	<p>1. シルバーカーには、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)から(7)はフレームやバッグ等の見やすい箇所に大きな字で表示し、(5)及び(6)については、表示の最初に記載してより認知しやすいものであること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない項目については、省略してもよい。</p> <p>(1)申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)バッグの載荷重(最大積載質量：kg)</p> <p>(4)最大使用者体重(kg)</p> <p>(5)品名：シルバーカー</p> <p>(6)使用対象者 この製品は主として自立歩行できる高齢者が、より安定して歩行できるように補助的に使用するものである旨。 手すり等の固定したものにつかまらなければ歩行できない人や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない人等には適さない旨。</p> <p>(7)使用上の注意 a)使用前に固定用のロックがかかっているか確認すること。ロックがかかっていないと、折りたたまれ危険である旨。 b)座面を使用する場合は、必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用する旨。 c)ハンドブレーキが付いていないため、坂道等の使用では十分注意する旨。 (「ハンドブレーキが付いていないもの」に限る。)</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2.取扱説明書	<p>2. シルバーカーには、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、(1)、(2)及び(3)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(10)については、安全警告標識( )を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明を必ず読み読んだ後保管すること</p> <p>(2)品名：シルバーカー</p> <p>(3)使用対象者 この製品は主として自立歩行できる高齢者が、より安定して歩行できるように補助的に使用するものである旨。 手すり等の固定したものにつかまらなければ歩行できない人や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない人等には適さない旨。 使用に適しているか否か不明な場合には、必要に応じて専門家等（福祉用具専門相談員、作業療法士、理学療法士等）に相談し購入されることを勧める旨。</p> <p>(4) 各部の名称（図で示すこと）</p> <p>(5) 組立又は調節・折り畳み等の方法及び注意方法</p> <p>(6) 駐車用ストッパ及びハンドブレーキの操作方法</p> <p>(7) 座面の使用方法</p> <p>(8) バッグ内に乳幼児を乗せたり、座面上に人を乗せたまま移動しない旨。</p> <p>(9) 保管方法（雨ざらしにしない等）及び手入れ方法</p>	

項 目	認 定 基 準	
	<p>(10) 使用上の注意</p> <p>a) 加齢等によって、この製品が合わなくなり危険となる場合がある旨。  屋内の移動が困難になったり、屋外でも短距離の移動が困難になった場合には使用を中止すること。また、定期的に専門家等にこの製品が適切かどうかを確認する旨。</p> <p>b) 使用前にロック(フック)がかかっているか確認すること。ロックがかかっていないと、折りたたまれ危険である旨。</p> <p>c) 最大使用体重を守る旨。</p> <p>d) バッグ内に kg ( 載荷重 ) 以上の荷物を載せない旨。</p> <p>e) 使用前は各部を点検し、特にハンドブレーキの左右両輪の性能について十分確認して使用する旨。</p> <p>f) 組立て及び調節は確実にを行う旨。</p> <p>g) 段差や溝などにつまずくと転倒するおそれがある旨。また、段差を斜めに進入することは止める旨。段差の手前では必ず一旦止まり、十分注意して慎重に段差を越える旨。</p> <p>h) 交通の頻繁なところ、混雑しているところ及び夜間での使用は十分注意する旨。</p> <p>i) タイヤ及びブレーキの摩耗がないかを保守・点検し、必要に応じて交換等する旨。</p> <p>j) 座面を使用する場合は、必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用する旨。また、傾斜地では使用しない旨。</p> <p>k) ハンドルに寄りかかると車体だけが前に行き、転倒することがあるので注意する旨。</p>	

項 目	認 定 基 準	
	<p>1) ハンドブレーキを使用するときは、左右両輪を同時にかけること。片方だけのブレーキをかけると回転しやすいので注意する旨。          (「ブレーキが左右分離したもの」に限る。)</p> <p>(11) S Gマーク制度は、シルバーカーの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(12) 諸元表(各部の寸法、重量等)</p> <p>(13) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	